

八王子市立第七小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめの防止等のための基本的な方針（H29改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6.8月）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月）

【八王子市立第七小学校 いじめ防止基本方針】

- **いじめの防止等に関する基本的な考え方**
 - ➡ 全教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こり得る」「だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識を持ち、いじめの未然防止・早期発見・対応・解決の取組を徹底する。
 - ➡ いじめが起きた場合、被害児童を徹底して守る。また加害児童の人格の成長を考えながら教育的配慮の下、毅然とした態度で指導。教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールソーシャルワーカー、警察や児童相談所・こども家庭センター等と連携し、当該児童が抱える問題の解決を図る。また、必要に応じて、学校サポートチームの協力を得て解決を進める。
- **令和7年度の重点項目**
 - ➡ 家庭や地域と連携し第七小学校の重点目標「健康で心豊かな子ども」の育成を目指し、心身共に健康で、豊かな心を育む取組を推進する。

【令和7年度はいじめの防止等に向けた課題】

- 児童の些細な変化に気付く鋭敏な感覚を磨く。
- 家庭と学校が連携した迅速、的確、確実な対応。
- 児童・保護者・教職員の人権感覚の向上。
- コミュニケーション能力の向上や体験を重視し安定した学級経営の推進。
- SNSの特徴を理解し適切に活用する力の向上。
- お金に関する指導（トラブル事例）。保護者への周知。

いじめの防止等に関する校内体制

〈学校いじめ対策委員会〉

- 開催日 毎週水曜日(原則) 午後2時30分から(概ね60分間)
- 構成員 校長、副校長、いじめ防止対策コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、専科主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、該当担任等
- ※ いじめ防止対策コーディネーターが対策委員会の司会・進行等を務める。
- 役割 いじめの認知(事実一覧表作成・状況把握、情報共有)、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の検討直し、等

〈いじめ対応の流れ〉

- 1 いじめ対策委員会・生活指導夕会(情報共有)、学校評価アンケート(年3回)、児童アンケート(年3回)、スクールカウンセラーによる面談(4・5・6年生全員)、子ども見守りシート(ホームページからダウンロード)、教員等の報告。
 - 2 いじめ対策委員会での認知・話し合い、対応協議。
 - 3 状況確認(児童聞き取り、情報収集)、保護者連絡・連携。
 - 4 学校生活の見守り、家庭等の様子(連絡・連携を密に図る)把握。
 - 5 いじめ対策委員会での状況報告。
 - 6 いじめ対策委員会、児童・保護者におけるいじめ解消確認・判断。
- ※ 教育委員会との連携(記録の共有)。認知等報告書等の提出。教育委員会による学校支援。

〈いじめの防止等に関する教員研修〉

- 4月2日、4月3日:「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
➡ 法・条例・規則等共通理解、いじめの定義、いじめを許さない意識の醸成
- 5月7日、6月11日、6月23日、7月9日、8月27日:「重大事態の理解と対応」
➡ アンケート・チェック、地域・関係機関連携、望ましい人間関係、事例研究
- 9月3日、10月24日、12月17日、1月7日、2月13日:「いじめへの組織的な対応」
➡ アンケート・チェック、いじめの定義再確認、事例研究等

いじめの防止等に向けた授業、児童の取組など

〈いじめの防止等に関わる授業〉

- 全学年年間3回以上実施
(学級活動、特別の教科 道徳)
- 道徳授業地区公開講座(全学級授業公開)
- はちおうじっ子サミットへの参加
➡ 全校児童による「いじめ防止」の提言作成
(ふれあいメッセージの活用)

〈SOSの出し方に関する授業〉

- 全学年年間1回以上実施
- SOSの出し方(DVD)の活用
- 全校朝会及び長期休業前の終業式等における生活指導主任による生活安全指導
- スクールカウンセラーによる個別指導、全体指導等

〈いのちの大切さを共に考える日の取組〉

- 「八王子いのちの大切さを共に考える日」
➡ 全校朝会(校長講話や読み聞かせ等)
➡ 学級活動
- 全学年年間3回以上授業実施
(学級活動、特別の教科 道徳)
「自他の生命を尊重することに関連した」特別の教科 道徳の授業

〈児童の自己肯定感を高める取組〉

- 異年齢活動(クラブ活動・委員会活動等)。
たてわり班活動(あそび・清掃等)
➡ 「頼りにされている(自己肯定感・有用感)」「目標とする上級生(あこがれ)」の醸成。
- キャリア教育、Q-Uの活用。
- いいとこみつけ(教職員)。
- 学級活動、特別の教科 道徳、帰りの会等において互いのよさを知り合い、認め合う(児童)。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ防止基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。